

事業計画が変更されました

千葉県住宅供給公社から千葉県へ事業移管後、初めての事業計画の変更が認可され、公告いたしましたので経過報告いたします。

事業計画変更に伴う工事着手予定については前ページ図を参照ください。

【経過】

- ・平成24年9月28日、29日（住民説明会の開催：合計81名参加）
- ・平成24年10月12日～10月25日（事業計画書縦覧：合計14名縦覧、事業計画変更にかかる意見書提出：2通）
- ・平成24年12月26日（意見書の県都市計画審議会付議）
- ・平成25年1月16日（国土交通大臣へ事業計画変更認可申請）
- ・平成25年2月19日（国土交通大臣より事業計画変更認可取得、事業計画変更認可取得の旨公告(千葉県報掲載)

土地区画整理審議会（第17・18・19回）開催

「流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会」を開催しました。

第17回【開催日】平成24年9月18日（火）【出席委員数】13名

【議題】仮換地指定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。

第18回【開催日】平成25年1月29日（火）【出席委員数】14名

【議題】評価員の選任、仮換地指定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。

第19回【開催日】平成25年7月18日（木）【出席委員数】13名

【議題】仮換地指定、保留地設定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。

【新委員の就任】審議会議員（学識経験者）の土橋義則前委員の辞職に伴い、阿曾弘（あそひろし）委員が就任しました。

保留地販売状況について

平成24年度は、大規模保留地である70街区（位置は前ページ図を参照ください）の販売を行い、企画提案書審査・入札を経て、3月に契約完了をいたしました。

なお、引き渡し後は商業施設が立地する予定となっております。

問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。

※ 第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いします。

まちづくりだよりは、過去に発行された号も含めてインターネットでもご覧いただけます。（下記ホームページを参照ください。）

千葉県流山区画整理事務所 〒270-0163 流山市南流山一丁目13番地

（換地等に関すること）木地区換地課 ☎04-7150-4501

（補償等に関すること）管理移転課(木地区担当) ☎04-7150-4507

（工事等に関すること）木地区工務課 ☎04-7150-4503

ファクシミリ 04-7150-4506

E-mail nagareku@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/index.html>

第11号

流山都市計画事業木地区
一体型特定土地区画整理事業

平成25年9月2日発行
発行/千葉県流山区画整理事務所
☎04(7150)4501

流山木地区 まちづくりだより



整備中の都市計画道路木南流山線とつくばエクスプレス線との交差点
平成25年8月撮影

～流山区画整理事務所から～

◆76条申請と住民登録について

土地区画整理事業地区内では、仮換地の使用収益開始後に土地利用が可能となりますが、事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土をする場合は、知事の許可（土地区画整合法第76条申請）が必要ですので「行為許可申請書」を提出してください。なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願い申し上げます。

また、住民登録する際は、市民課窓口で円滑に地番と街区画地番号が確認できるように申請者の底地番及び街区画地番号を記載した「住民登録のお知らせ」を土地区画整合法第76条の許可書発行の際に一緒にお渡ししていますので、市民課窓口へ提出するようお願いいたします。

◆権利の変動届について

地区内の土地を売買・相続等により所有権を移転した場合は、土地登記簿謄本（写し）を添付して権利変動届を提出してください。また、借地権等の権利の変動や分合筆等が生じた場合にも届出をしてください。なお、届出用紙は、流山区画整理事務所に用意してあります。

千葉県



たかだ れいこ
所長 高田 令子

爽やかな季節を迎え、地権者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

4月の人事異動により、流山区画整理事務所長を任せられた高田令子でございます。

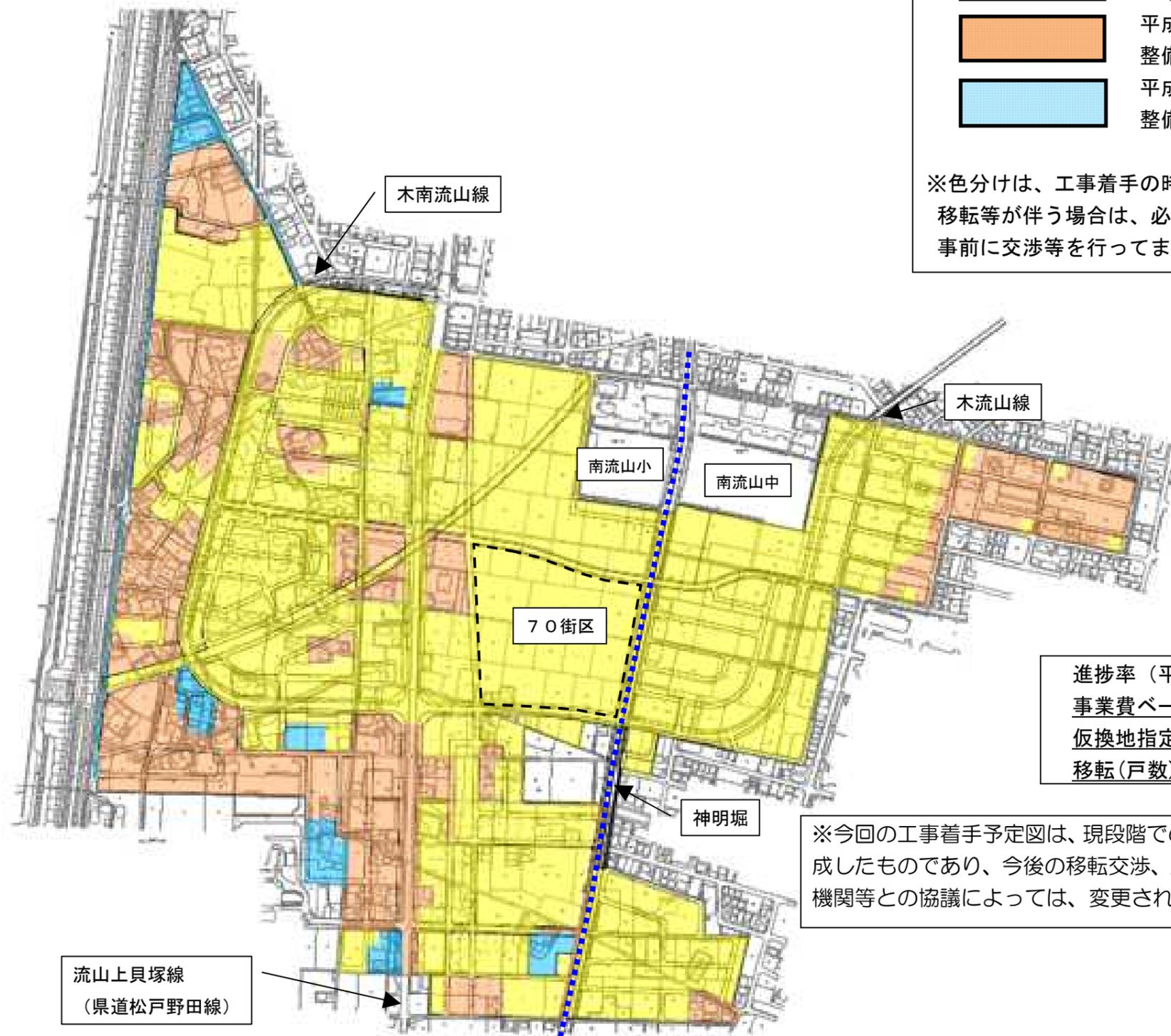
昨年度は県庁公園緑地課でお世話になりました。これまでの職務で得た経験を活かして当地区のまちづくりを進めてまいりますので、鶴田前所長同様、皆様のご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。

さて、平成25年度は、引き続き地区の骨格となる都市計画道路「木南流山線」、「流山上貝塚線」の整備を進めるとともに、皆様にお返しする換地の宅地造成工事等を引き続き推進していくこととしております。

また、大規模保留地である70街区については、3月に売買契約を締結しており、引き渡し後は商業施設が立地する予定となっております。この施設につきましては、南流山地域全体のまちづくりに大きく貢献するものと期待されております。

最後になりますが、地域の皆様には工事等により何かとご不便ご迷惑をおかけしますが、職員一同力を合わせて円滑な事業推進に努めてまいりますので、更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

工事着手予定図



凡	例
	整備済・整備中 エリア
	平成25・26年度 整備着手エリア
	平成27年度 整備着手エリア

※色分けは、工事着手の時期を示しており、移転等が伴う場合は、必要な期間を考慮して、事前に交渉等を行ってまいります。

進捗率（平成24年度末）	
事業費ベース	71%
仮換地指定	87%
移転(戸数)	76%

※今回の工事着手予定図は、現段階での検討結果に基づき作成したものであり、今後の移転交渉、土地使用の状況、関係機関等との協議によっては、変更される場合があります。

流山上貝塚線
(県道松戸野田線)

※工事の実施にあたりましては、地権者の皆様のご理解とご協力が不可欠と考えておりますので、事業へのご協力をお願いいたします。